

水质事故とは…?

油類や化学物質・汚泥などが川などに流れ出し、
川の水の色、臭い、成分などが普段と違う状態になること。

◆わたしたちの生活にどんな影響があるの?

生活環境の変化
(油臭等)

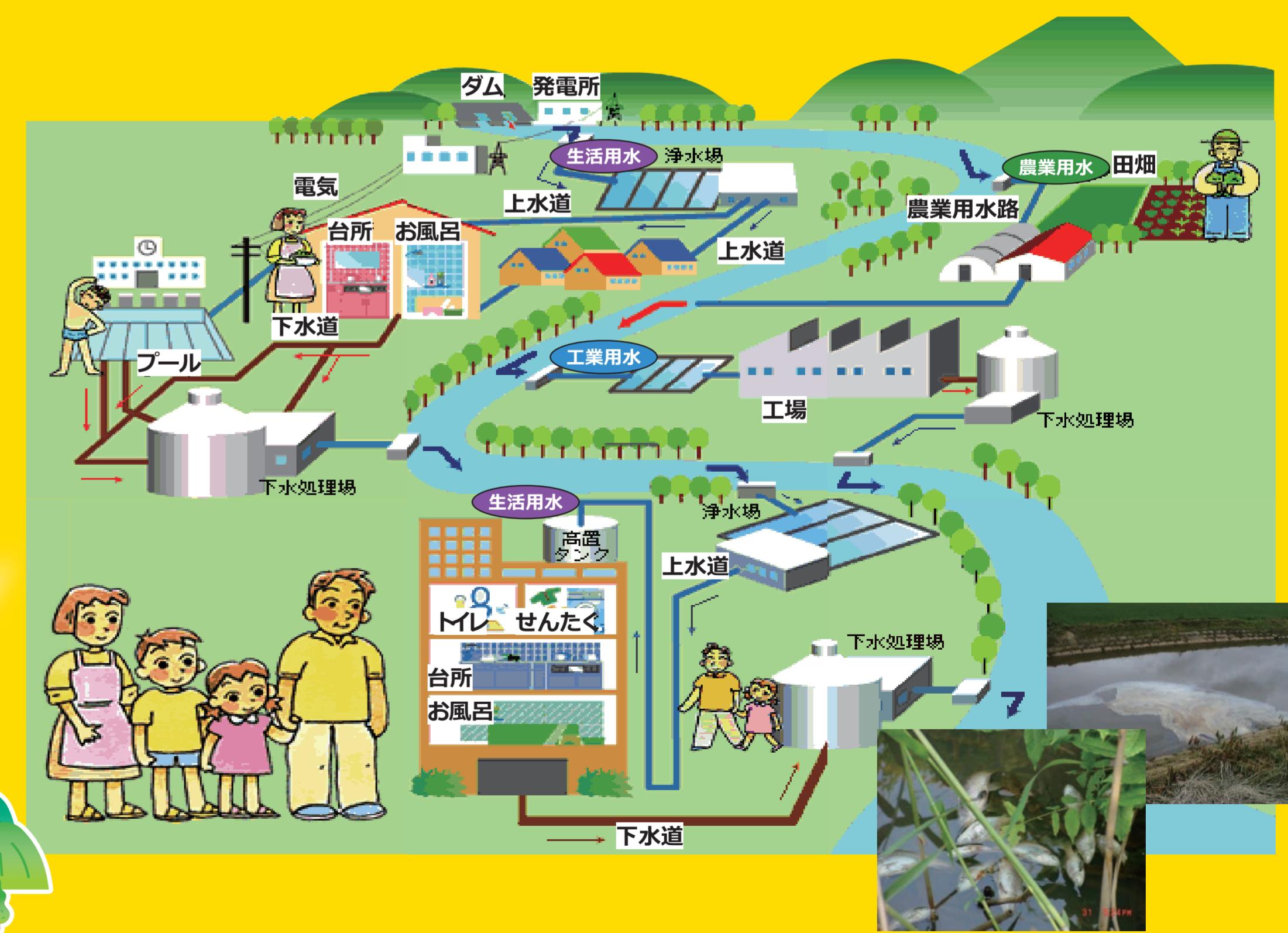
田んぼの
作物への影響

工業用水の
停止

上水道の取水停止
(水道が止まる)

生態系に悪影響
魚や鳥等…

水力発電所の
運転停止



川や湖にはいろんな生き物がすんでいて、また、その水は多くの人が利用しています。

最上川では水質事故が多発!?

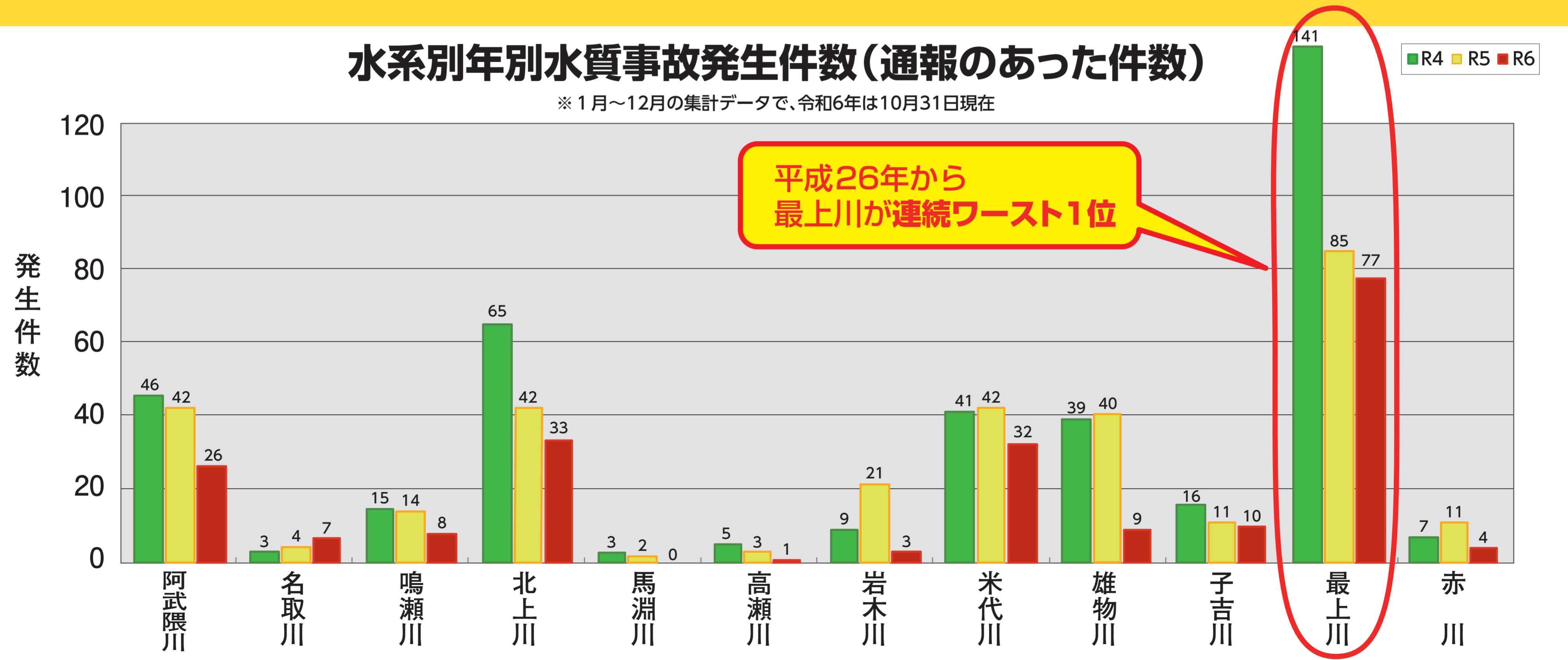
最上川水系では、家庭や事業所で扱う油類が漏れ出す事故が多発。

発生件数は国が管理する東北の河川12水系のうち最上川が連続ワースト1位に。

水系別年別水質事故発生件数(通報のあった件数)

※1月～12月の集計データで、令和6年は10月31日現在

平成26年から
最上川が連続ワースト1位



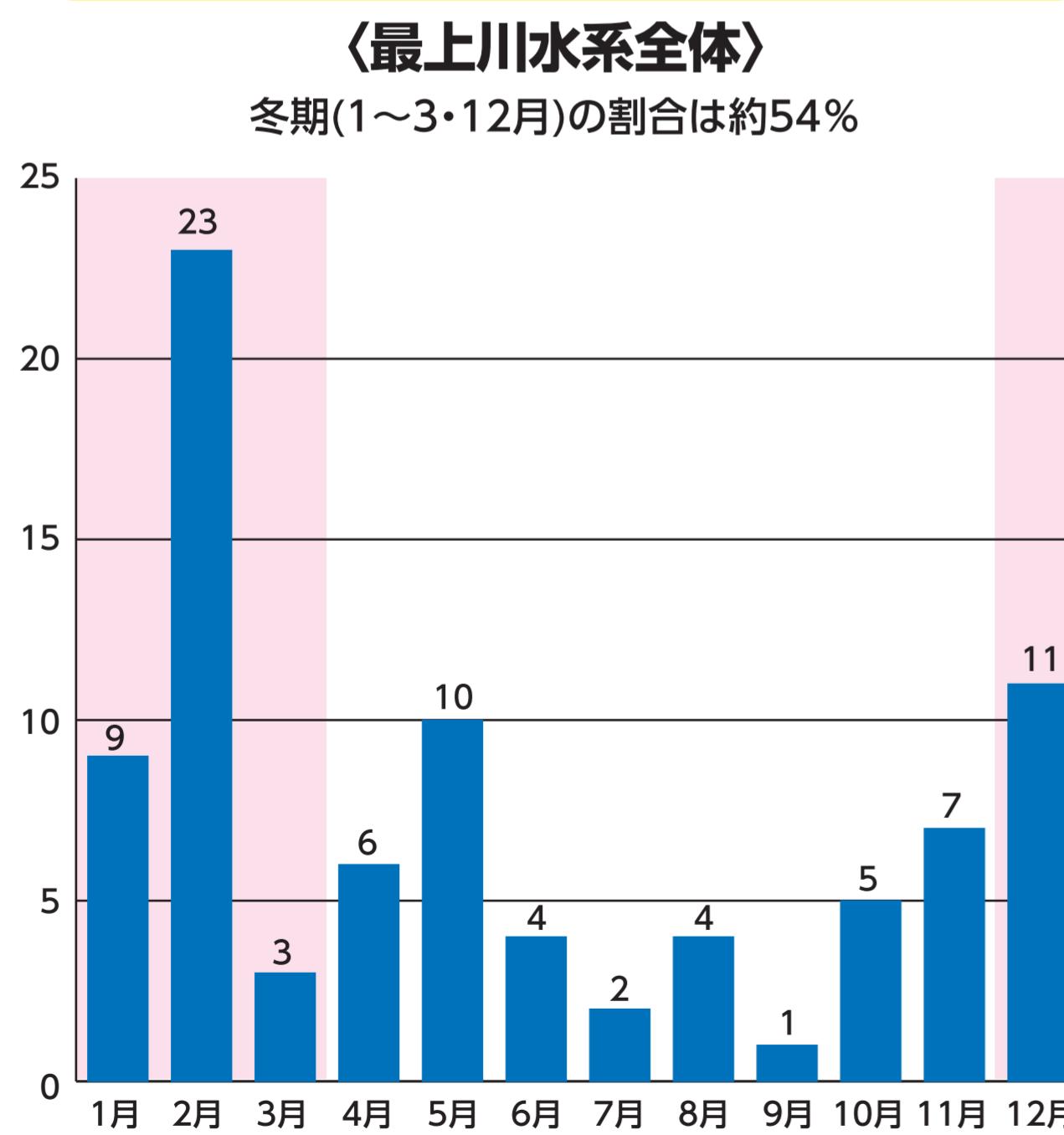
みんなで防ごう! 油流出事故

ほとんどが油に関する事故。約半数は灯油です!

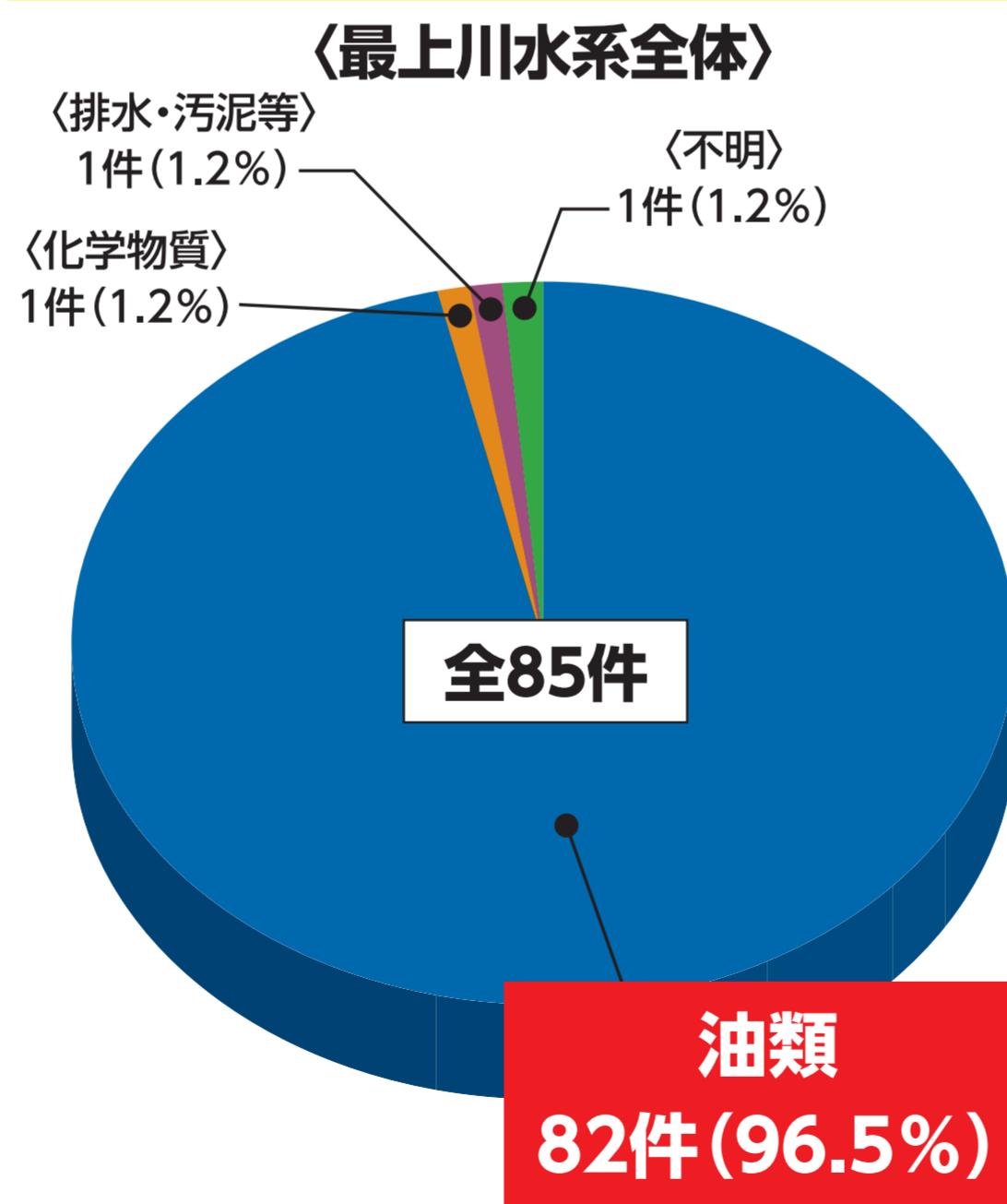
最上川水系では、灯油の流出事故が暖房器具を扱う冬期間に集中して発生。

これは最上川水系で発生する油流出事故の特徴で、統計を取り始めてから変化していません。

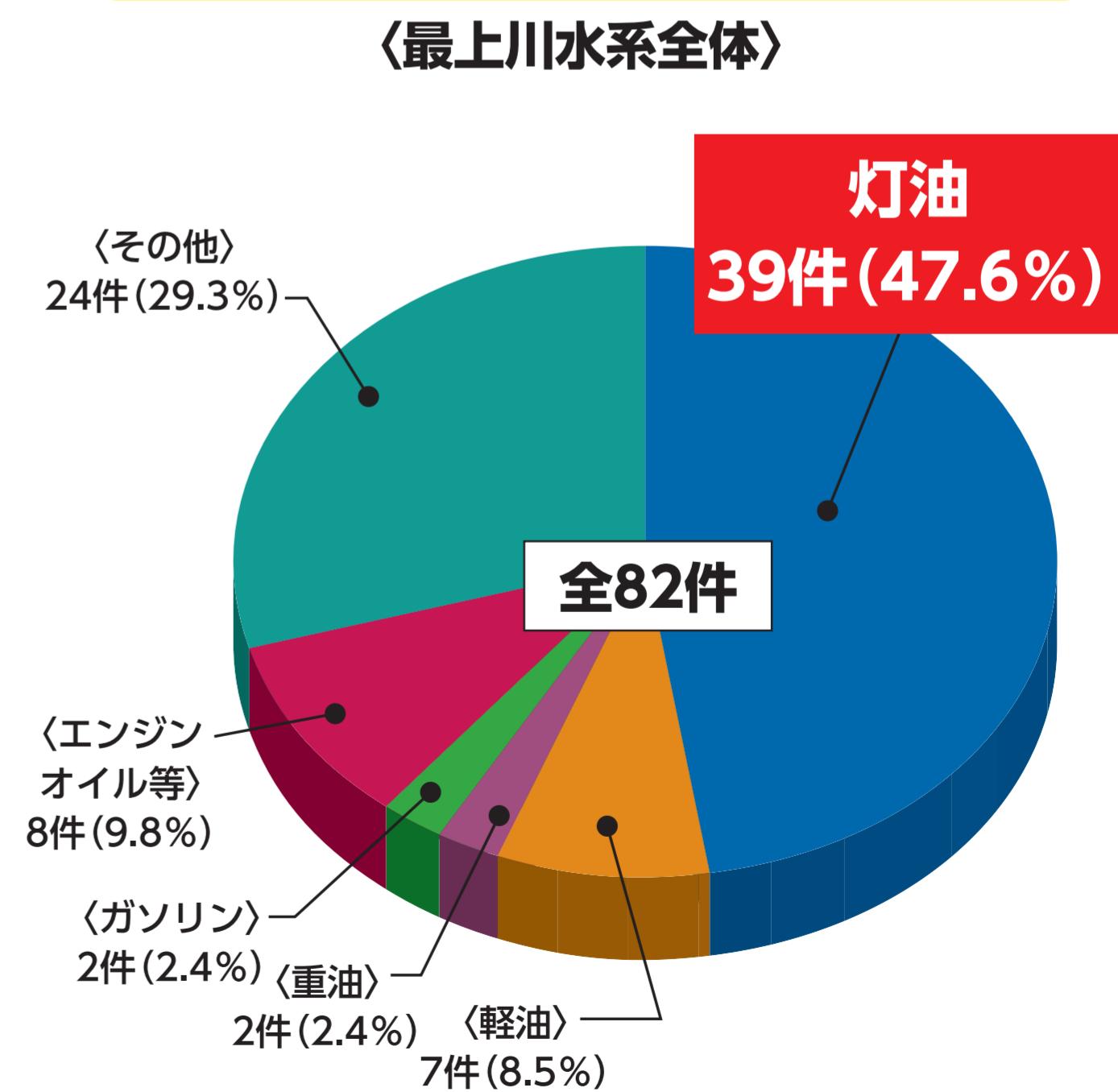
令和5年 水質事故
【月別】件数(通報件数)



令和5年 水質事故
【原因物質別】件数(通報件数)



令和5年 水質事故
【油の種類別】件数(通報件数)



みんなで防ごう！油流出事故

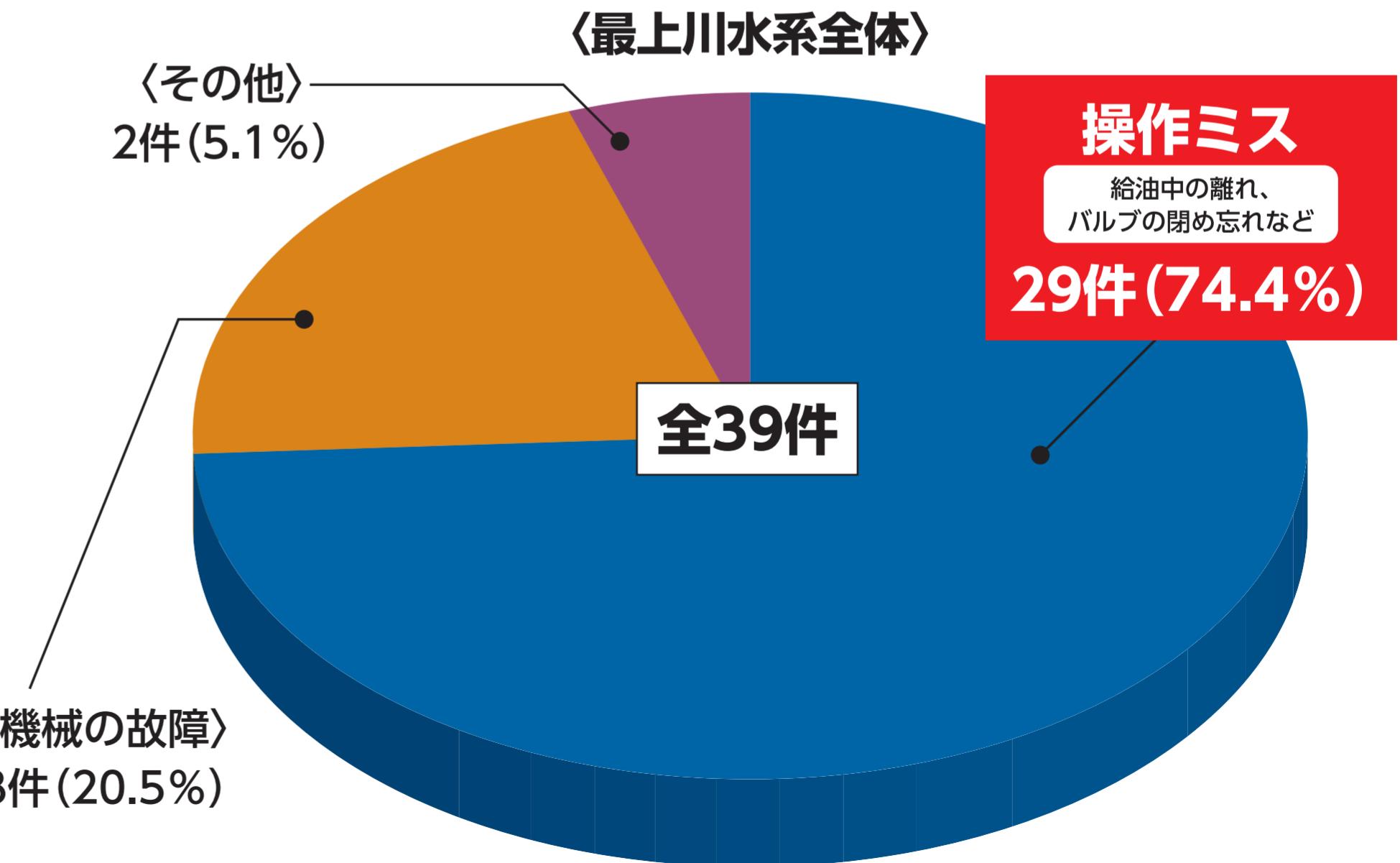
少しの注意と日頃の意識で事故は防げます！

灯油流出事故の7割がホームタンクから小分け中その場を離れる、バルブの閉め忘れなどの“うっかり”が原因！



ホームタンクからの小分け給油は短時間(18ℓ缶で1~2分)なので、絶対にその場を離れないように!その場を離れる時は、バルブを閉めましょう。これだけでも灯油流出事故は7割以上も減らせます。

令和5年 灯油と判明した流出事故における原因別内訳(通報のあった全事故)



みんなで防ごう！油流出事故

少しの注意と点検で油流出を防ぐ

灯油流出事故の約4割はホームタンクや配管などの設備の腐食や劣化、落雪などによる損傷が原因です。

定期的な点検・補修と事前予防策が効果的です

屋根

落雪によるタンク損傷に効果的

タンク本体
腐食・劣化など

配管全般
腐食・ひび割れ劣化・変形

タンクと配管
接続部に緩みがないか

固定
タンク脚部など堅固に
固定されているか

配管に目印

除雪による損傷を防止

積雪下の配管

積雪・除雪による破損注意！

落雪
屋根からの落雪で
給油設備の損害に注意

室内の
給油口も
閉まっているか
確認

防油堤

万一の油流出でも効果的

防油堤とは？

ホームタンクから油が流出した場合に、施設外への流出を防止するための受け皿となります。流出防止のため防油堤を設置しましょう。防油堤の中には物を置かず、水抜き栓が閉まっているか確認しましょう。また、防油堤内に溜まった雨水は定期的に抜き取り清掃を行い、中に油が混じっていた場合はそのまま流さずに、油は回収しましょう。

みんなで防ごう! 油流出事故

下流への影響を最小限にとどめるため
流出した油は回収する必要があります

一流出した油の回収作業①ー



オイルフェンスの設置

オイルフェンスは水面の油が流れ出さないように
留める働きがあります

吸着剤による回収

オイルフェンスで留めた油を吸着剤にしみ込ま
せて回収します

みんなで防ごう! 油流出事故

下流への影響を最小限にとどめるため
流出した油は回収する必要があります

一流出した油の回収作業②ー



土壤の入替(汚染土の除去)

漏れ出した油が土にしみ込んだ場合、少しずつしみ出し、長期間川や地下水を汚染してしまうため、取り除く必要があります。

水路等の清掃

流れ出した油が、水路に付着した場合、油が少しずつ流れだし、川を汚染してしまうため、洗浄する必要があります。

みんなで防ごう! 油流出事故

対策に要した経費は原因者の負担です!!

河川法

第18条

河川を損傷、若しくは汚損した行為によって生じた河川の維持を、原因者に行わせる事ができます。

第67条

河川管理者は、他の行為により必要を生じた河川維持に要する費用について
は、当該他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるもの、とされています。

水質汚濁防止法

第14条の2 第1項、第2項、第3項

特定事業場等で事故を起こした場合、有害物質等の排出又は浸透の防止のための応急措置は原因者が行う事となっています。また、処置の概要を県知事に届け出なければなりません。

第14条の2 第4項

原因者が措置を講じない場合、県知事は措置を行うように命ずる事が出来ます。

第31条

命令に違反した場合は、**6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金**が科せられます。

消防法

第16条の3 第1項

製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が、危険物の流出事故を起こした場合、**危険物の流出及び拡散の防止、除去等の応急措置**は原因者が行う事となっています。

第16条の3 第3項

原因者が処置を講じない場合、市町村長は措置を行うように命ずる事が出来ます。

第42条 第9項

命令に違反した場合は、**6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金**が科せられます。